

## 沖縄県対処方針を踏まえた「活動指針レベルⅡ」における課外活動について

- 活動指針レベルⅡによる活動であるが、沖縄県対処方針「感染再拡大防止と社会経済活動を継続するための対策期間」等を踏まえた活動内容とした。

- 1 課外活動について、本学独自のガイドライン、各サークル団体独自のガイドライン及び各競技団体等のガイドラインに則り、以下の点に留意して活動を行うこととする。
  - ① 学外者と活動できるが参加者が特定できるよう参加者名簿等で記録すること。
  - ② 平日2時間程度(早朝練習も含む)、土日祝日は3時間程度の活動とする。(準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない)
  - ③ 移動時の感染症対策も十分に講ずること。
  - ④ 部活動前後での集団での飲食は控えるとともに部活動終了後はすみやかに帰宅すること。
  - ⑤ 県内外での合宿・遠征は感染症対策を十分に講じた上で行うこと。
  - ⑥ 県内、県外大会参加については、各団体等と十分に連携し慎重に検討すること。また、県外大会へ参加する際は、出発前にはワクチン接種の完了又はPCR検査を受検し、帰沖後は速やかにPCR検査を受検すること。
  - ⑦ 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。
- 2 大会参加及び遠征にあたって
  - ① 地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、実施の必要性について判断すること。
  - ② 学生本人の意向を尊重し、参加を強制しないことを徹底すること。
  - ③ 活動を学生だけに任せるのではなく、部長や監督等（外部コーチ含む）が実施状況を把握できる体制をとること。
  - ④ 発熱または体調不良（咳、倦怠感など）がある場合や、健康に不安のある学生（微熱、風症状等）は、参加しないよう徹底すること。
  - ⑤ 大会に参加する場合は、大会中の競技や演技中等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、学生、引率者等の感染拡大防止対策を講じること。
- 3 沖縄県外での大会参加及び県外遠征について
  - ① 県外への大会参加及び遠征は許可制とする。その際、大会主催者や競技連盟・協会及び参加課外活動団体が「感染拡大防止対策」が十分に講じられていると判断でき、特段の事情が無い限り参加課外活動団体の部長・監督などの責任者（学内教職員）が引率する場合に許可する。

※顧問が引率出来ない場合は、非常時に電話対応(オンコール)出来る体制(責任)で実施する事。
- 4 沖縄県内で開催される大会参加について
  - ① 大会参加は許可制とする。その際、大会主催者や競技連盟・協会及び参加課外活動団体が「感染拡大防止対策」が十分に講じられていると判断できる場合に許可する。

※顧問が引率出来ない場合は、非常時に電話対応(オンコール)出来る体制(責任)で実施する事。